

最低賃金は、
暮らしの
支えです。

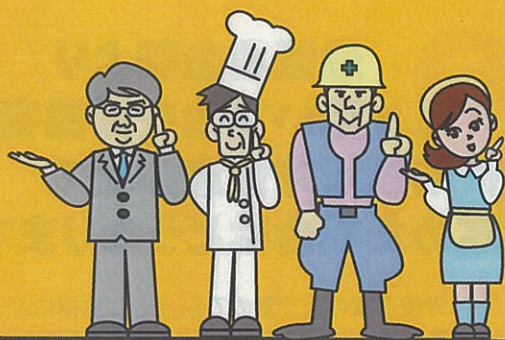
沖縄県 最低賃金 が 改定されました。

沖縄県最低賃金額

642 時間額 円

発効日：平成22年11月5日

※特定の産業には特定（産業別）最低賃金が定められています。



必ずチェック最低賃金！ 使用者も、労働者も

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、
使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。

厚生労働省
ホームページアドレス <http://www.mhlw.go.jp/>

最低賃金に関する
特設サイト <http://www.saiteichingin.info/>

最低賃金に関するお問い合わせは沖縄労働局又は最寄りの労働基準監督署へ

ウェブで最低賃金がチェックできます。

最低賃金制度

検索



 厚生労働省

Q ■ 最低賃金制度とは なんでしょう？

A.最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。原則として事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイトなどの雇用形態や呼称の如何を問わずすべての労働者とその使用者に適用されます。また、最低賃金には、地域別最低賃金と特定（産業別）最低賃金があります。

Q ■ 最低賃金の対象となる 賃金には どんなものがありますか？

A.最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対して支払われる賃金に限られます。具体的には、実際に支払われている賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象となります。

- ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ② 1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- ④ 所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
- ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- ⑥ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

Q ■ 最低賃金額より 低い賃金を労働者、 使用者双方合意の上で 定めた場合はどうなりますか？

A.労使合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。

**最低賃金額
以上の賃金が
支払われてますか？
お確かめください。**

「最低賃金制度」は、すべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットです。具体的な金額など詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。

Q ■ 最低賃金額以上か 未満かどうかを、 確認する方法はありますか？

A.実際の賃金が最低賃金額以上となっているかどうかを調べるには、最低賃金の対象となる賃金と適用される最低賃金を次の方法で比較します。

- ① 時間給の場合
 $\text{時間給} \geq \text{最低賃金額} (\text{時間額})$
- ② 日給の場合
 $\text{日給} \div 1 \text{日の所定労働時間} \geq \text{最低賃金額} (\text{時間額})$
（ただし、日額が定められている特定（産業別）最低賃金が適用される場合には、 $\text{日給} \geq \text{最低賃金額} (\text{日額})$ となります。）
- ③ 月給の場合
 $\text{月給} \div 1 \text{箇月平均所定労働時間} \geq \text{最低賃金額} (\text{時間額})$
- ④ 上記①、②、③の組み合わせの場合
例えば、基本給が日給制で各手当（職務手当等）が月給制などの場合は、それぞれ②、③の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額（時間額）と比較します。

**必ずチェック
最低賃金！**



**使用者も、
労働者も**